

イ)の状態の方は、一月につき500単位(介護保険)、5,000円(医療保険)です。また、ロ～ホ)の状態の方は、一月につき250単位(介護保険)、2,500円(医療保険)です。

*** 専門管理加算**

専門の研修を受けた看護師が以下の利用者に対して専門的な管理を含む訪問看護を実施する場合に一月に1回 250単位(介護保険)、2,500円(医療保険)算定します。

- ・悪性腫瘍の鎮痛療養・化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ・対象の特定行為を必要とする利用者 気管カニューレ交換、胃瘻交換、膀胱瘻カテーテル交換 褥瘡、慢性創傷の壊死組織の除去等、高カロリー輸液の投与量の調整、脱水輸液の補正

*** ターミナルケア加算(介護保険) 訪問看護ターミナルケア療養費(医療保険)**

在宅で死亡した利用者に対して、事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日前14日以内に当該利用者に対して訪問看護を行っている場合にあつては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)には、2,500単位(介護保険)、25,000円(医療保険)です。

*** 複数名訪問看護加算**

厚生労働大臣が定める疾患や特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示の対象者、必要な処置等を行うのに1人での看護を行うことが困難な場合や暴力行為・著しい迷惑行為等認められるものへの場合2名の看護師等により訪問します。

1回につき、30分未満の場合254単位、30分以上の場合402単位(介護保険)、週1回に限り 4,500円(医療保険)です。

看護師等と看護補助者等が訪問した場合は、1回につき、30分未満の場合201単位 30分以上の場合317単位(介護保険)、3,000円(医療保険)です。

*** 長時間訪問看護加算**

特別な管理を必要とする者や特別訪問看護指示書にかかる指定訪問看護うけている者で1時間30分を超える訪問看護を行った場合、利用者の同意を得て算定します。

1回につき、300単位(介護保険)、週1回に限り(15歳未満の超重症児、準超重症児または医療的ケアが必要な児は週3回)5,200円(医療保険)です。

*** 看護体制強化加算(介護保険)**

看護体制強化加算は、一月につき550単位(要介護の方)、100単位(要支援の方)算定します。

*** 初回加算(介護保険)**

事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合、その月に350単位(退院当日の訪問)、もしくは300単位(それ以外の訪問の場合)算定します。

*** 退院時共同指導加算(原則として、退院又は退所につき1回)**

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり、主治医その他の職員と事業所の看護師が共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、介護保険では600単位、医療保険では8,000円です。

さらに、特別な管理を必要とする者の場合は、介護保険の場合2回まで算定可能、医療保険の場合は、特別管理指導加算 2,000円が上乗せされます。

注1)「退院時共同指導」とは、利用者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することを言います。

注2)退院又は退所につき1回加算しますが、特別な管理を必要とする利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回に限り加算します。

注3)前掲の初回加算を算定する場合は退院時共同指導加算は算定しません。

*** 退院支援指導加算**

厚生労働大臣が定める疾病や特別な管理が必要な者又は、退院日に訪問看護が必要と主治医が認められた者に対し、保健医療機関から退院するにあたり、訪問看護が行われた場合、6,000円算定します。別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するものに対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った時には8,400円算定します。(医療保険)

*** 看護・介護職員連携強化加算(月に1回)**

事業所が、社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づく登録を受けた訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し、特定行為業務を円滑に行うために支援を行った場合、250単位(介護保険)、2,500円(医療保険)算定します。

注1)特定行為業務とは、喀痰吸引等のうち厚生労働省令で定める行為(特定行為)の業務を言います。

*** 口腔連携強化加算(月に1回)(介護保険)**

事業所と歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行った場合、50単位算定します。

*** 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月に2回まで)(医療保険)**

急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で患者へ赴き一同に会しカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合、2,000円算定します。